

2013年度(平成25年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2012年7月17日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 堂上勝己

代表理事 畑野吉雄

代表理事 中島幸子

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

# 2013 年度（平成 25 年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2752 名[内個人事業者（675）名]、会員構成は下記表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました<sup>1</sup>。中小企業家同友会は全都道府県に組織されており、2012 年 4 月 1 日現在、41,939 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様により「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し懇談を重ねてまいりました。

中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして 2001 年から全国的に運動を展開しました。大阪同友会は府下の議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択されるなど賛同を広げることができました。その後、金融システムの問題だけでなく、中小企業の経済的社会的地位付けを日本国として明確にし国民的に中小企業に対する正しい理解を広げることと同時に、中小企業の自助努力が報われるような根本的な仕組みづくりが必要ではないかと私たちの問題意識は発展しました。

時を同じくして、2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するポローニャ憲章」が相次いで採択され、さらに 2004 年 6 月、「イスタンブール閣僚宣言（第 2 回 OECD 中小企業大臣会合）」でポローニャ憲章を改めて評価し、世界経済における中小企業の重要性が強調されはじめました。中小企業家同友会では 2003 年 5 月から日本独自の中小企業憲章の研究と中小企業憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に努力してきました。そんな折、2010 年 2 月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業家同友会の仲間もその研究会のメンバーとして参加する中で中小企業憲章の制定に向けた議論が進み、2010 年 6 月 18 日、ついに中小企業憲章が閣議決定するに至りました。

今後は、この憲章を閣議決定にとどめず国民の総意とするため、国会決議をめざすこと、首相直属の「中小企業支援会議」を設置し省庁横断的機能を発揮して中小企業を軸とした経済政策の戦略的立案等を進めること、中小企業担当大臣を設置することなどが課題となっており、全国の同友会の仲間とともにその運動を進めています。

## 中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします<sup>2</sup>。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である、人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持つ職場と社会の環境づくりに努めます。

（2012 年 4 月 1 日現在）

資本金額	会員数	%	社員数（パート含）	会員数	%	業種	会員数	%
～499 万円	393	14.3	0～4 人	904	32.8	製造業	784	28.5
500～999 万円	135	4.9	5～9 人	569	20.7	建設業	247	9.0
1000～1999 万円	1060	38.5	10～19 人	499	18.1	情報通信・印刷業	208	7.6
2000～2999 万円	173	6.3	20～29 人	228	8.3	運輸・倉庫業	111	4.0
3000～4999 万円	192	7.0	30～49 人	253	9.2	卸・小売業	394	14.3
5000～9999 万円	94	3.4	50～99 人	168	6.1	専門家	491	17.8
1 億円～	30	1.1	100 人以上	131	4.8	サービス業	511	18.6
個人	675	24.5				その他	6	0.2
合計	2752	100.0	合計	2752	100.0	合計	2752	100.0

<sup>1</sup> 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

<sup>2</sup> 同友会が提唱する 21 世紀型企業とは 「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

## 【はじめに】

H21年総務省経済センサス基礎調査（大阪府 HP より）

内閣府が5月に発表した月例経済報告による全国の景況は「緩やかに回復しつつある」とされましたが、大阪経済リサーチセンターが同月に発表したレポートでは「大阪経済は持ち直しの動きが弱まっている」とし、逆に大阪は厳しさを増しています。そんな中、被災地を見てもわかるように、地域住民の生活・雇用を支えている中小企業の復興と再生が何より急務です。2011年版中小企業白書でも震災復興の中で、中小小売業や小規模企業が地域コミュニティの拠点として重要な役割を果たしていたことが強調されていますが、大阪においても地域経済を支えているの

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	261,120	58.0%	573,688	11.7%
5人～9人	89,546	19.9%	583,529	11.9%
10人～19人	50,781	11.3%	684,202	14.0%
20人～49人	32,682	7.2%	974,425	19.9%
50人～299人	13,232	2.9%	1,313,789	26.8%
300人以上	1,146	0.3%	771,062	15.7%
派遣・下請従業者のみ事業所	1,365	0.3%	-	-
合計	449,872	100.0%	4,900,695	100.0%

は中小企業であり、この視点からの政策立案が重要です。平成21年総務省経済センサス基礎調査（2011年3月速報発表）によると、府下449,872事業所の99.6%、雇用の84.3%を従業者規模300人未満の企業が占めています<sup>3</sup>。また、製造品出荷額では58%、卸小売販売額では70%を中小企業が占めています。製造品出荷額においては出荷額上位の大都市に比べても大阪府は中小企業の割合が高いことが特徴です。したがって、大阪経済を再生させるためにはこれら多数の中小企業の活性化が不可欠と考えます。

近年、大企業誘致が自治体間の競争になっていましたが、大企業誘致による雇用創出効果は限られていました。この半年ほどを見ても誘致した大手家電メーカーの工場縮小や閉鎖が相次ぎ大きな社会問題となっています。特に、大企業城下町では法人市民税が激減し、大企業に極端に依存した自治体は大変不安定な財政構造になっていることも明らかになりました。一方、中小企業は地域に根差し、多くの雇用を守っており、そのことが結果として市民税や固定資産税などの源泉になり自治体の安定財源の根拠となっています。さらに、裾野の広いフルセット型の地域を構築しているという強みは、特に東大阪市に見られるように、お互いが支えあってネットワークを作りながら製品を生み出しているところに特徴があります。倒産・廃業によってこのネットワークが崩れると、もはや修復不可能になってしまいます。このような状況は何としてでも防がなくてはなりません。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながります。特に全国一、事業所数・従業者数が減少している大阪において、雇用の安定と地域経済の再生の点でとりわけ中小企業政策の充実が求められています。

以上のことから、大阪経済の再生と雇用創出のために最も確実に有効な政策として、中小企業政策を最優先課題と位置付けて取り組まれるよう以下の項目を要望・提言します。

「H21年工業統計」			
社員数4人以上。経済産業省及び各県HPより作成			
額別順位	製造品出荷額（円）	大企業	中小企業
愛知県	34兆4313億	67%	33%
神奈川県	14兆8683億	57%	43%
静岡県	15兆509億	53%	47%
大阪府	14兆8061億	42%	58%
兵庫県	13兆4230億	48%	52%
埼玉県	11兆7747億	38%	62%
千葉県	12兆3458億	56%	44%
茨城県	9兆7794億	44%	56%

「H19年商業統計」（経産省）			
社員数100人以上を大企業に分類。各県HPより作成			
額別順位	卸小売販売額（円）	大企業	中小企業
東京都	181兆1214億	60%	40%
大阪府	61兆6602億	30%	70%
愛知県	43兆4432億	24%	76%
福岡県	22兆1264億	11%	89%
神奈川	20兆9469億	23%	77%
北海道	17兆8194億		
埼玉県	15兆1108億	16%	84%
兵庫県	13兆2692億	15%	85%

<sup>3</sup> 「中小企業白書2012年版」では、大阪府における中小企業の会社常用雇用者数と個人事業所従業者数割合は62.3%となっている（卸サービス業は100人以下、小売飲食店は50人以下、それ以外は300人以下を中小企業としている）。全国平均では66.0%。

## 2013年度（平成25年度）の重点要望

- (A) 大阪府中小企業振興基本条例を実効性あるものにするための具体的提案（P4～5）
- (B) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を（P5～7）
- (C) セーフティネット融資預託金の復活及び拡充を（P9）
- (D) 各業界からの政策提言（P11～12）

### 1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出

- (1) 大阪府中小企業振興基本条例の第4条基本方針を具体的に進めるために以下のような施策を講じてください。

「中小企業振興会議（仮称）」を立ち上げ、中小企業施策の実効性・改善点、成果や課題、費用対効果などを検討し、知事及び議会に報告する仕組みを構築する。

金融支援の観点から、経営者の個人保証の軽減など再チャレンジできる制度を確立する。

新規創業のための低利融資を拡充する。

担保主義から経営指針書の作成と実践度合いなど経営の質を評価する融資に改める。

保証協会の保証料を引き下げる。

セーフティネット融資を本格的景気回復まで延長する。

融資実行の迅速化が一定進んでいますが、現在よりなお短縮できるよう工夫を行う。

子供の職業観育成のため、小学校から高校まで「働く」ことに関する一貫した教育を組み込む。また、税の仕組みや「当座預金とは何か」など、簡単な金融システムの仕組みなど、初歩的な経営の常識を一般社会常識として教えること。

小中高の教職員の方々が中小企業の現場で一時的に就労体験できるような仕組みをつくる。例えば、大阪府教育センターにおいて実施されている「民間企業等派遣研修」や夏季における「民間企業体験研修」制度の拡充など。

勤労観や職業観を感動的に表している高校生・大学生のインターンシップ参加者の体験感想文をインターネットなどで市民に情報提供する。親の意識改革にも役立つ。また、各府立高校のホームページにインターンシップ等の生徒の感想などが掲載されていますが、一部にとどまっているので大幅に増やすことが必要。

新たな教材として、中小企業の現場をわかりやすく表した副読本を作成し授業に組み入れる。副読本の内容をデータ化し、パワーポイントを活用するなど財政負担を抑える方法も合わせて検討し実施する。同時に、条例に対する理解を府民各層に広げるために、大阪府中小企業振興基本条例をマンガ形式で解説した小冊子を発行する。

行政や団体が実施する各種の研修事業を一方通行となる講演方式から、5～6名をワングループとするグループ討論形式に改める。グループ討論によって、全員が発言できること、違う意見から新たな発見があること、議論するという訓練になることなどより深く学ぶことができ効果が大きい。

大阪府、大阪市が連携し、中小企業を主軸にした大阪らしい展示会を開催する。

官公需において一般競争入札の落札業者選定にあたっては、企業規模や工事実績だけでなく、地域貢献、

地域精通力等を重視する。例えば、防災協定などへの参加、耐震、消防、交通安全、文化、祭り、PTA、町会協力など中小企業が地域において自主的に関わっている地域コミュニティへの協力や地域社会貢献を「地域貢献度」として総合的に評価するような「地域貢献度評価制度」をつくり、一般競争入札の新しい選定条件とする。

海外展開・進出ではコミュニケーションの問題が大きい。したがって、マンパワーの限られる中小企業に対して語学に強い人材の採用・育成の支援を企画する。例えば、教育訓練助成制度を拡充し、企業業績の変動に関係なく海外展開を目指す中小企業向けに、ビジネス英語や貿易実務等の大学・専門学校等の講座費用負担に対する助成を行なう。

現地の法律・税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介と業務提携を行ない、現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整え、契約書の作成、紛争解決のための費用を安価に設定するなど利用しやすい制度を構築する。

## **(2) 2010年6月10日大阪府中小企業振興基本条例が制定されましたが、府民的にはまだまだ周知されておりません。府庁内及び府民の中に広がるよう以下の取り組みを提案します。**

とりわけ大阪府職員のみなさんに条例の存在と内容を認識して頂くことです。全府職員に理解が広まるよう以下の提案をします。

- a) 知事直属の「中小企業支援会議」を設置し、部局横断的な機能を発揮させ、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めてください。
- b) 中小企業担当部長を置き、条例を具体化した政策・施策の実行体制を強化してください。
- c) 部課長クラスの職員に対して、定期的に中小企業の現場を見学する研修を実施してください。要請があれば同友会の会員企業はその研修に応じます。
- d) 府職員採用試験に条例に関する問題を取り入れてください。

条例と合わせて中小企業の街大阪をPRするポスターを作成し各ターミナルに掲示する、電車の吊り広告を活用するなど府民の目にとまるような取り組みを進めてください。

## **(3) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を**

東日本大震災はM9.0という「想定外」の規模で大きな被害をもたらしました。今後の防災対策は、この現実を踏まえた新しい基準が必要となります。今回のような連続的な断層破壊は、むしろ東海、東南海、南海地震で起こるのではないかと見られていました。それだけに生駒断層や上町断層など活断層の多い大阪において、改めてこれまで以上の防災対策の強化と整備が求められています。

地元の中小企業が参加し、市民と共に防災対策や被災した場合の対応策が協議できる場を設置し、街ぐるみで取り組みが進むように、各市町村との連携強化・支援策を講じてください。例えば、災害時に必要な重機や大型ジャッキ、チェーンソーなどはどの企業が持っているか、社員はどのように救助活動に参加するかなど日常的に居住市民と中小企業との連携を強化しておくことが必要です。

中小企業を地域の防災拠点と位置付け、大災害時の避難場所、飲食料の確保・備蓄や自家発電設備・備蓄倉庫の設置、津波避難ビル指定、がれき撤去など、課題別にきめ細かく地域の中小企業との防災協定を結び、被災後計画的に復旧復興が進むように各市町村との連携強化・支援策を講じてください。

学校、病院、避難施設などの耐震基準を見直し耐震補強を行うこと、地域の道路や高速道路の耐震対策、地盤の液状化対策、地下鉄・地下道の浸水対策など、インフラの点検・見直しと保守を早急を実施すること、これらの事業を特に大阪の中小建設業に発注すること、同時に、緊急時に地域の中小企業が対応できるように、日常的に地域の中小企業に仕事が流れる仕組みを整備し、中小企業を地域ごとに育てることが一連の取り組みとして重要です。このことで防災対策だけでなく景気対策にもつなげることができます。

大阪の電力供給については、できるだけ電力消費地で発電・消費する地域分散型のエネルギーシステムを構築することが求められています。また、太陽光発電設備設置に関する補助金制度の創設、各家庭やビル、マンションの屋上への太陽光発電設備普及など再生可能な自然エネルギーへの思い切った転換が必要です。太陽光や太陽熱、風力、バイオマス、小型水力発電等の再生可能エネルギーの産業化、事業化に取り組む中小企業を支援する施策を講じてください。さらに、既存の原子力発電所の安全対策と正確な情報公開を義務付けるなど、電力行政の見直しも急務です。これらの実施に向けて本格的に計画を立て推進してください。

「大阪府地震防災アクションプラン」では、今後10年間（平成20年度～29年度）で地震被害半減を目標に掲げていますが、専門家の間では住宅耐震化のためには250万円程度は最低必要とされており、府の補助金を加えても相当な費用負担が発生することに耐震化の進まない大きな原因があると考えられます。施主と同一市町村内の中小建設業者に発注することを条件にした、耐震化のためのリフォーム補助制度をつくとともに、住宅耐震化工事を公共事業と位置付け、思い切った大幅な補助額（率）のアップを求めます。このことで中小建設業者にも波及効果の大きい事業となり、結果的には府税収入の増額につながると考えます。

欧米やアジアの主要都市に比べて立ち遅れている無電柱化を加速し、災害防止、景観の向上に努め、安全で快適な都市空間の確保を進めてください。

地域密着型公共事業の一環として、バリアフリーや太陽光発電・太陽熱利用等、省エネ改修・住宅リフォームなどを重点的に推し進めるために補助金などの増額をして下さい。特に、低所得者層の補助率引上げなどの弾力的措置を講じて下さい。例えば、断熱改修と健康（特に高齢者に対して）に関する研究が進んでいます。室内の温度・湿度と住宅性能、それに関連した健康状態の推移の報告もあります（一般社団法人「健康・省エネ住宅を推進する国民会議」<sup>4</sup>）。住宅内の事故による高齢者の死亡に冬場の室内の温度差によるものがかねてより指摘されていますが（ヒートショック）、室内の断熱改修により死亡事故を少なくすることは府民の命を守ることになるだけでなく、ひいては医療費の節減にも貢献できます。府民の健康保持のためにも省エネ改修への補助金の導入は色んな角度から検討を加え、積極的に導入してください。

高度経済成長時代に設置された陸橋、高架道路などが耐用年数をむかえ、その補強工事・更新投資をいかに迅速かつ計画的に進めるのか、日本全体の問題になっています。大阪府においても危険な陸橋、高架道路などが多く存在します。これらの工事の中で、特に補強工事やライフライン整備が急がれますが、無駄な新規事業を見極めつつ、大手建設会社に丸投げすることなく、地元の中小建設業にきめ細かく分離分割発注することを前提に、早急に対応してください。

<sup>4</sup>住宅における健康・省エネの問題を一般消費者の目線から解決するために、建築学・医学の専門家や実務者に加えて、消費者団体の参画を得て、情報共有、諸問題の議論、調査・研究、情報発信・提言している団体。大手ハウスメーカーや化学関係の大企業、医師、研究者が会員となっている。

平成 20 年度の中小企業発注比率は金額ベースで 70%以上が確保されましたが、平成 21 年度は 65.8%に下がりました。70%以上の水準を維持するよう努力してください。

地方公共団体の公共事業は、最低制限価格を堅持し、予定価格の 90%程度に引き上げる努力をしてください。また、地域の中小企業への発注を原則とする仕組みを構築してください。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率(%)「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成 22 年度	67.8	54.9	71.3	73.2	83.0	73.1
平成 21 年度	65.8	56.8	68.1	72.2	82.5	72.9
平成 20 年度	75.7	52.7	67.8	76.5	79.8	70.7
平成 19 年度	61.1	57.5	68.0	76.2	69.1	69.2
平成 18 年度	62.7	52.6	64.7	73.7	65.0	72.2
平成 17 年度	60.9	52.6	65.0	72.0	73.6	69.6
平成 16 年度	55.1	51.8	66.0	70.6	68.4	68.7

( 表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計 )

#### ( 4 ) 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを

リーマンショック以降、特に自動車や電機関係の大企業誘致を推進していた自治体ほど「派遣切り」など地域の雇用に大きな影響を与え、大企業誘致が必ずしも地域の雇用に役立っていないことが明らかになりました。中小企業はいかなる時代にあっても地域の雇用の担い手であり、大阪経済活性化のためには中小企業を守り育てることが必要です。そのためには実態調査によってその地域の最新情報をつかみ、その地域に合った支援策を講じることが求められています。

東大阪市、大阪市、大東市、岸和田市、寝屋川市、吹田市など現場に出向く実態調査活動が各自治体において増えてきており、調査データは各自治体の「産業振興ビジョン」や「ものづくり支援データベース」「ものづくり支援 web」などに活用されています。何よりも地元の中企業の現状について、自治体職員自身が実感をもって把握できたことが各自治体の財産となり政策に反映されています。今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには、さらに継続的な調査データの更新が必要です。大阪府として計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して継続的に実態調査ができるように支援策を講じてください。

#### ( 5 ) 大阪府の施設・施策の周知徹底を

中小企業支援策に関しては経営者の期待も高く、中でも広報体制への提案や運用面について多くの要望があります。そのような施設・施策(商談会・展示会・技術交流プラザ・産業技術支援センター、特許情報センター等)の周知徹底を図り情報の共有化を進めることは、企業間の技術面、仕事面において大きな効果が期待できます。

このような施設・施策の周知徹底、情報の共有化を進めて頂き、大阪府の膨大なデータベースが有効活用されるよう整備してください。

中小企業者向けポータルサイトが開設されましたが、更に PR に努めてください。同友会も PR の協力を惜しみません。

#### ( 6 ) 大企業誘致に関するルール作りを

大企業の突然かつ一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与えます。大阪府下のいくつかの自治

体でもそうした大企業の税収の大きな落ち込みで困っているところが散見されます。立地にかかる補助金を交付した企業については、補助金交付要綱等で一定期間の操業義務が履行されなかった場合の補助金返還規定はありますが、優遇された税の返還規定はありません。大企業の工場移転、閉鎖などに当たってはその計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議する、また、大阪府が負担したインフラ整備費用や不動産取得税の減免措置相当分の返還義務を負うなど、補助金の返還規定のみならず、税に関する返還ルールを整備してください。

大企業誘致に偏重した産業政策は地域経済に与える影響が大きいため改める必要があります。例えば、地元中小企業の活性化を通じて地域経済を活性化させることに成功している「エコノミックガーデニング政策」<sup>5</sup>、米国の地方自治体において実績をあげています。これらの事例を研究し、中小企業の街大阪らしい施策として取り入れてください。

## (7) 中小企業の社会的役割・存在価値を正しく伝える事業の展開を

教育委員会等関係機関とも連携し、就学年齢に応じて「働く」ということ、地域経済を担い雇用を守っている中小企業の社会的役割・存在価値などが正確に伝わるように、小・中・高・大学のそれぞれの授業に職業教育プログラムを策定し実施して下さい。中小企業憲章（2010年6月閣議決定）では、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」としています。

大阪同友会では、中小企業経営者が直接講義をする活動を阪南大学(1997年から実施)や大阪産業大学、大阪成蹊短期大学、近畿大学、大阪国際大学、大阪千代田短期大学などで開講し、受講する学生からも好評を得ています。このことを通じて、中小企業が地域経済に果たす役割を広く理解して頂き、何より新たなビジネスへの挑戦を可能にするネットワークが構築されることを望んでいます。その点では、大阪府立大学で開講されている「ベンチャービジネス論」や「ものづくり経営者養成特修塾」には、中小企業経営者が講義する内容が見受けられませんが、大阪府立大学にも多くの中小企業経営者が登場するカリキュラムを編成し実施してください。要請があれば同友会は会員企業を講師派遣させていただきます。学校の先生方自身に中小企業が社会に果たしている役割を正しく認識して頂くことが極めて重要です。そのための仕組みとして、教員免許取得時の資格要件として、一定期間の中小企業職場体験（インターンシップを含む）を必須科目としてください。また、教員採用試験及び教員免許更新時の講義には中小企業をテーマにした内容を取り入れてください。

優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰制度に加え、中小企業の「ものづくり」支援のために、基礎技術を中心とする熟練技術・技能を社会的価値として再評価する「大阪版“中小企業技術・技能支援制度”（マイスター制度）」を確立し、誇りをもって事業承継できるような環境整備を進めて下さい。また中小企業製品には「Made in Osaka」（大阪ブランド）を認定し国内外に発信して下さい。

<sup>5</sup> エコノミックガーデニング政策；米国のいくつかの地方自治体で実施されている地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。2006年版米国中小企業白書で取り上げられた地域活性化のためのプログラムの名称。従来の大企業誘致型でもなくシリコンバレー型の大規模なテクノロジー産業創出でもない、地域内で中小企業が根付く事業を育てるという考え方。この手法の原則は、地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出することにある。具体的には、商業や生活の質を維持向上させるインフラ整備、特に中小企業のニーズにこたえるため、大企業しか入手できない高度な市場情報や市場分析データを手頃な価格で提供、また一部の成功企業だけでなく全ての規模の企業成長を成功と考えていることなどが注目される。最初に実践したコロラド州リトルトン市ではこの手法を活用して1990年から2005年の15年間で雇用を約2倍、売上税収を約3倍に増加させた。オークランド、サンタフェ、マディソン、シャイアンなどでも成果をあげている。

## **( 8 ) 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動支援を**

中小企業による共同求人とは大阪同友会が1981年から取り組んでいる運動です。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用し大きな戦力として育てています。大阪同友会では「共に育つ」という理念から、社員の働きがいについて語り合い、持てる能力を十分に発揮できる人間尊重経営を推し進めています。「企業存亡の危機を救った」という事例は幾度となく報告されており、中小企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。

その意味から高校生の就職活動支援は極めて重要です。しかし、企業側と高校生のミスマッチは依然として多くあります。かねてより要望していた「1人1社制の見直し」では、平成17年度より「1人2社」まで複数応募・推薦が可能となりました。今年度も「1人2社」の継続実施に加えて実状に合った改定を進めて下さい。このことはミスマッチを少なくし高校生の企業定着率を高めることにつながります。

## **( 9 ) 中小企業における障害者雇用の実態調査を毎年実施し公表を**

大阪同友会では障害者雇用に関する専門部会を設置し、その個性を生かしながら、いかに能力が発揮できる職場をつくるか、中小企業として何ができるのか、学校の先生方との懇談会や諸団体との交流も含め、長年、自主的に運動を進めてきました。特に今年度は、第16回障害者問題全国交流会を大阪にて開催し、誰もが共生できる社会づくりをめざし実践的に取り組んでいます(2012年9月13~14日、帝国ホテル大阪)。

しかし、経営者団体としてそのような運動を進める中でも、現実的に思い切って雇用を進めるためには行政の支援策が不可欠であり、とりわけ具体的な支援策を講じるための基礎データ整備が重要です。したがって、56人未満の企業における障害者雇用の実態調査を毎年実施し、正確な数字を公表してください。また、国の要件に係るものは国に対して要望してください。

## **2、中小企業の円滑な金融施策**

### **( 1 ) セーフティネット融資(経営安定資金)の預託金廃止を改めるとともに、対象業種を縮小することなく、さらなる拡充を**

内閣府が5月に発表した月例経済報告では「景気は復興需要等を背景として緩やかに回復しつつある」とし、リーマンショック以降はじめて「回復」という表現が入りましたが、大阪産業経済リサーチセンターが5月に発表したレポートでは「大阪経済は、持ち直しの動きが弱まっている」としており、大阪経済は依然として厳しい状況にあることがわかります。その上に、円高や欧州債務危機など予断を許さない状況にあります。昨年度、預託金の廃止が打ち出されましたが、これでは金融機関が高い金利設定を行ないますので、融資を必要とする企業ほど借りにくい制度になってしまいます。このような時期にこそセーフティネット融資の拡充が必要です。改めて預託金の復活を求めるとともに、セーフティネット融資枠の増額措置(2010年度並)を講じてください。合わせて国に対しても要請してください。

### **( 2 ) 現状の保証承諾率を下回らない保証協会の組織改革を**

大阪府と大阪市に二つの保証協会が存在し、特に大阪府保証協会の保証のうち約3割が大阪市内事業所を対象とする保証ということなどから「二重行政」の象徴とされています。ただ、統合することで、事業所数に占める

保証承諾割合が減少するのではないかと危惧されるところです。ちなみに東京都は保証協会が一つですが、事業所数に占める保証承諾割合は約 33%、神奈川県と横浜市にはそれぞれ保証協会がありますが、横浜市の保証承諾割合は約 21%となっており、大阪市の保証承諾割合は約 20%ということから見ると、現状においても他都市と比べて高い割合ではありません。その上に、市もしくは府のどちらかの保証協会の大阪市内事業所への保証サービスを単に廃止するとすると、市保証協会は約 2 万 3 千件、府の大阪市内事業所に対する保証承諾件数は約 1 万 7 千件であるから（2008 年度実績）、約 2 万件前後の保証サービスが減少することになります<sup>6</sup>。

以上の指摘からも推察されるように、市と府の棲み分けが成り立っていたことも十分考慮し、財政的に厳しいということだけを理由に単純にこの約 2 万件の保証がなくなることがないように、保証協会が統合されるにしても現状の保証承諾率を下回らないように十分配慮してください。

### （３）借りやすく返しやすい制度融資の創設を

大阪同友会がかねてより要望していました連帯保証人制度に関して、2006 年度より全ての無担保融資について原則撤廃されました。ただ、決算書や中小企業信用リスク情報データベース（CRD）中心の保証審査は一面的な企業評価に陥りやすく、審査能力（マンパワー）の向上につながりにくい点に注意が必要です。リレーションシップバンキングの考え方にそって数値に表れない定性評価も重要な判断基準と位置付け、決算書や CRD に偏らない保証審査を行なうよう保証協会を指導してください。また、運用にあたっては、担当者によって対応や判断に差が出ないように統一した基準で取扱うように指導を徹底してください。

2006 年 4 月 1 日より一部の制度融資を除いて、0.50%～2.20%（100%保証・無担保の場合）まで 9 区分の保証料率が新たに設定されましたが、保証料率が高いと感じている中小企業経営者は少なくありません。少なくとも経営努力をしている中小企業に対しては何らかのメリットを付与する仕組みが必要です。例えば、問題なくきちんと返済してきた中小企業の返済履歴（クレジットヒストリー）の尊重や経営指針書（経営理念、経営方針、経営計画）の添付を保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなどの優遇措置を講じてください。

開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、3 年間は元金利息据え置く（現行は据置 1 年）など思いきった支援策を講じてください。

毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場に立った説明会が必要です。説明会実施の要請に応じて頂けるように、その仕組みを作ってください。

新たな雇用創出および維持に努める中小企業を資金面から支援する制度を創設してください。例えば、新規雇用に取り組んでいる中小企業の保証料率を免除する、あるいは新規雇用者が戦力になるまでの育成期間のための資金として、1 人 500 万円程度の保証枠を創設するなど。

### （４）定性評価を重視し地域にやさしい金融システム構築を

中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が活き活き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企

<sup>6</sup> 大阪市立大学・本多哲夫「大都市自治体の中小企業政策と都市政策」（2012 年 5 月地方財政学会）「大都市における自治体商工行政～大阪市と大阪府を事例に～」(大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第 112 巻第 3 号、2011 年 12 月、15 - 45 ページ)

業を丹念に訪問することが必須条件となります。現在、必要に応じた実地調査やヒアリングなどを実施されていますが、尚一層中小企業を訪問する取り組みを強化してください。

現在、各金融機関はリレーションシップバンキングのアクションプログラムにのっとり実行されていますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。今後は「地域貢献に関する情報開示」が重要な項目になると考えています。そのことを有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要です。大阪府独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めてください。

### **(5) 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を**

大阪同友会が提言しておりました「事業再挑戦特別融資（仮称）」は、2008年度より「再挑戦支援資金」として実施され、2011年度からは金融機関経由の再挑戦支援保証となりました。ただ、「再挑戦支援資金」も廃業の場合に限られており、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融资が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を確立することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率のアップにもつなげるチャンスともなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を整備・構築してください。

2004年11月「保証債務に関する既定の整備」に関して民法の一部改正が成立し、包括根保証が制限されました。また、2005年1月より改正破産法が施行となり自由財産の範囲が拡大され、破産者の生活維持が図られつつあります（標準的な必要生計費の3ヶ月分99万円）。しかし、事業性融資のあり方として、そもそも社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に経営者の個人保証を徴求すること自体が問題です。年間3万人を超える自殺者の中で中小企業経営者が占める割合は多く、融資における個人保証にも原因があると考えられます。金融支援の観点から、個人の最低限の生活保障と再起できる条件をより改善するために、さらなる民法や破産法等関係諸法令の改正及び個人保証の限定化（責任範囲の限定；例えば、倒産後における担保処理後の残債を削除するなどの法的処置）、さらに進んで個人保証の撤廃を国に要望してください。

## **3、各業界からの政策提言**

### **(1) 大手企業による「優越的地位の濫用」行為に対する実効性ある是正措置を**

大手企業がその下請けや納入業者に対して、半強制的値引き要請、「協力金」と称して売上の一定割合を赤伝処理させられる、など独占禁止法の「優越的地位の濫用」に抵触する事例は枚挙にいとまがありません。「公正な市場環境を整える」ことは政府の中小企業憲章にも明記されている重要な指針の一つです。このようなことが発生しないように、公正取引委員会の人員強化・充実と同時に、下請け企業からの告発がないと調査が入らないシステムを改め、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくり、下請け・受注側の証言

が「正当」と認められる場合は、下請け・受注側が特定されることなく第三者機関によって指導及びペナルティを課することができるなど不公正な取引環境を抜本的に改める仕組みづくりを国に働きかけてください。また、大阪府独自でも善処できる対策を検討し実施してください。

## (2) 中小旅行業者に仕事が回る仕組みの構築を

大阪府の「観光戦略」によると、「海外、特にアジア、中国からのインバウンド旅行<sup>7</sup>の招致」などを大きな柱に位置付けています。大阪に世界からお客様をお迎えすることは大切な取り組みですが、他方で大阪の中小旅行者（許認可権は大阪府）がこの「観光戦略」の取り組みに置き去りにされ、公益財団法人「大阪コンベンション協会」の提唱する各種施策の受け皿として、一部大手旅行者（本社所在地はほとんどが東京）中心で実施受注されているのが現状です。

府下には民間の中小旅行者の組織団体として、法的な団体である（社）全国旅行業協会大阪府支部や在阪の中小旅行者が出資し 1976 年に大阪府指導のもとに設立された協同組合大阪府旅行業協会などがあります。特に、協同組合大阪府旅行業協会は、全国の旅行業の事業協同組合として最大規模であり、中小にありがちな支払い事故を組合員の連帯保証で担保し、企画旅行契約に義務付けられた特別補償も独自の保険制度で制度化しています。また緊急事故対策に関しても上記旅行業団体が一体となって取り組む体制もできています。大手旅行者の「安全神話」はもはや昔の話です。

大阪府下に本社を置き、中小旅行業を中心とする第二種・第三種旅行業の取扱額は 1000 億円をはるかに超えていると推計されます。大阪に本社を置き地元密着で営業するこれらの旅行業の育成こそ税収として大阪府に還元され、大阪の雇用にも貢献ができます。

したがって、大阪にもこのような民間の中小旅行者の組織団体があるということを再認識いただき、「中小企業憲章」「大阪府中小企業振興基本条例」の理念の具体化の一つとして、例えば「地旅」<sup>8</sup>に代表される大阪への観光客誘致事業や大阪府下の公的団体、学校、福祉団体、行政と関わりの深い地元の自治組織等の旅行需要を地域の旅行者にも一定の割合を優先的に発注させるなど、在阪中小旅行者に仕事が回る仕組みを構築し、地域経済活性化に直接つながるような施策を講じてください。

## (3) エコアクション 21 認証取得企業を府建設工事入札審査時の加点評価基準に

大阪府建設工事指名競争入札参加資格審査における等級区分について、現在（平成 18 年度改正）は、ISO9001 または ISO14001 の認証を取得している者に ISO 点（4～12 点）が加算されますが、エコアクション 21 認証取得企業についても、ISO 同様の加点を行ってください。中小企業においては、環境省のガイドラインにそった環境経営の仕組みとして、エコアクション 21 が普及しています。エコアクション 21 への加点評価は、兵庫県などではすでに実施されていることであり、中小企業への評価基準に加えていただきたいと考えます。

以上

<sup>7</sup> 外から入ってくる旅行のこと。訪日外国人旅行。

<sup>8</sup> 地旅（じたび）；地域に誇りを感じている人たちが、そこを楽しみにして来てくれる人たちのために企画しておもてなしする旅のこと。